

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第一 道路運送法施行令の一部改正

一般乗合旅客自動車運送事業等に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任する規定の整備等を行うものとする事。  
(第一条関係)

## 第二 関係政令の一部改正

自衛隊法施行令その他の関係政令について所要の規定を整備するものとする事。

(第二条から第八条まで関係)

## 第三 施行期日

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行するものとする事。  
(附則関係)